

制定 平成 元年 5 月 1 日 中国運輸局公示第 1 1 3 号

改正 平成 2 6 年 1 月 2 4 日 中国運輸局公示第 8 2 号

公 示

道路運送車両の保安基準第 2 9 条第 4 項第 7 号の規定 に基づく指定について

下記の標識は、道路運送車両の保安基準第 2 9 条第 4 項第 7 号の規定に基づき指定したので公示する。

記

- 1 乗車定員 1 0 人以下の旅客自動車運送事業用自動車の初乗り運賃額の表示であつて、車室内より見て、前面ガラス左側上部に貼付される、縦 5. 6 センチメートル以内、横 1 1 センチメートル以内の標識

平成元年 5 月 1 日

中国運輸局長 越 村 安 英

附 則

この公示は、平成元年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 2 6 年 1 月 2 4 日）

この公示は、平成 2 6 年 1 月 2 7 日から適用する。